

名古屋大学細胞生理学研究センター基礎生物学研究部門
細胞生理学研究部門教員公募

- 1 募集人員：助教(テニュアトラック)1名
- 2 所属部門：名古屋大学 細胞生理学研究センター 基礎生物学研究部門 細胞生理学研究部門
(兼務) 大学院創薬科学研究科 創薬分子構造学講座 構造生理学分野
- 3 勤務地：(雇い入れ直後) 愛知県名古屋市千種区
(変更の範囲) 東海国立大学機構が指定する就業場所
- 4 専門分野：
構造生物学またはタンパク質設計を志向した計算機科学のいずれか
- 5 職務内容：膜タンパク質を中心とした構造生命科学と計算機科学を融合した研究を行う。併せて、創薬科学研究科の掲げる多分野融合型の創薬科学教育(大学院生の教育ならびに研究指導)に従事する。
(変更の範囲)東海国立大学機構が指定する業務。
- 6 着任時期：2024年9月1日以降のできるだけ早い時期。
- 7 契約期間：期間の定め有 (任期：5年)
契約更新の可能性：有(本学テニュアトラック制度により、審査の上、合格した場合はテニュアが付与されます。)
通算契約期間：東海国立大学機構名古屋大学テニュアトラック制度に関する規定についてのホームページをご覧ください。
https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110001177.htm
- 8 応募資格：博士号取得者、または着任時までに博士号取得予定の方。生体分子の構造研究またはタンパク質計算機科学研究の経験および業績をもち、今後クライオ電子顕微鏡を用いた構造研究や、分子動力学シミュレーション、タンパク質デザインといった計算機科学を用いたタンパク質科学研究を推進する意欲のある方。大学院での教育と研究に熱意のあること。
- 9 待遇：東海国立大学機構職員就業規則の定めるところによる。
https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110010928.htm
給与は本学において定める年俸制とする。

https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110001585.htm

専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分働いたものとみなされます。

10 提出書類：

- (a) 履歴書（顔写真、連絡先（住所、電話、メールアドレス明記）
- (b) 研究業績リスト（学会誌等の論文（査読の有無を記載）、国際会議、著書・解説、特許、受賞、などに分類して記載）
- (c) 主要論文の別刷3編以内
- (d) 研究業績概要（A4用紙2枚以内）
- (e) 着任後の研究と教育についての抱負（A4用紙1枚以内）
- (f) 外部競争的資金の取得状況（直近5年以内）
- (g) 照会可能者2名（氏名、所属、連絡先）
- (h) 「類型該当性の自己申告書」（様式1）

<https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/mo4ZYRgmqLENZ6a>

11 応募書類の提出方法

上記(a)~(h)の書類一式を1つのPDFファイルにまとめ、電子メールに添付し、以下のメールアドレスに送信してください。メールの件名は『細胞生理学研究センター助教応募』としてください。受領通知のメールを受領後3日以内に返信いたしますので、ご確認ください。

書類の提出先アドレス：koubo2@cespi.nagoya-u.ac.jp

電子メールによる提出が困難な場合は、郵送による提出も受け付けます。上記の書類をUSBメモリ等の電子媒体に保存したものを送付して下さい。封筒に『細胞生理学研究センター助教応募書類』と朱書きし、簡易書留で送付下さい。

郵送による提出先：

〒464-8601 名古屋市千種区不老町
名古屋大学 細胞生理学研究センター
大嶋 篤典

12 問い合わせ先

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

名古屋大学 細胞生理学研究センター

大嶋 篤典

電話：052-747-6837

E-mail：atsu@cespi.nagoya-u.ac.jp

13 応募締切：2024年6月28日（金）必着

14 その他

- 応募書類(電子媒体含む)は原則として返却致しません。
- 提出書類に含まれる個人情報、選考および採用以外の目的には使用しません。
- メールで応募される場合、メールに添付するファイルサイズの合計は、10MBまでとしてください。もし10MB以上になる場合は、クラウド上にパスワード付きでアップロードし、リンクとパスワードを別々のメールで通知してください。
- 当センターでは男女共同参画推進に積極的に取り組んでいます。詳しくは本学のジェンダーダイバーシティセンターホームページ(<http://www.kyodo-sankaku.provost.nagoya-u.ac.jp>)をご覧ください。
- 2021年11月「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本学に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「特定類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時に「誓約書」の提出が必要となります。

<https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/securityexport/overview>